

第5回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年8月24日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員  
6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員  
9番 野村 照明委員 11番 松下 裕幸委員 13番 細川 裕委員  
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員  
17番 山崎 一彦委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員

(以上 15名)

4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員 5番 田井 克廣委員 10番 佐藤 裕司委員  
12番 佐藤 泰正委員 18番 菊池 利治委員 21番 成田 俊英委員

(以上 6名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美

(以上 5名)

会議録署名委員の指名 11番 松下 裕幸委員  
13番 細川 裕委員

会期決定について 平成27年8月24日(1日)

6. 議事日程 会務概要報告  
報告第11号 現況証明願について(市街化区域)  
報告第12号 農地法3条の3第1項の規定による届出について  
議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第27号 農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について  
(追加議案)  
議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第28号 現況証明願について  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について

議長  
野村会長

それではお時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。  
ただいまより、第5回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席者は15名です。  
議事録署名人に11番、松下委員、13番、細川裕委員を指名しますので、よろしく  
お願いいたします。  
なお、会期は本日8月24日の1日といたします。  
それでは、事務局より会務概要報告と報告2件についてお願いします

事務局  
坂井事務局長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告の内容に関して何か聞きたい  
ことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは次の報告第11号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第11号「現況証明願」について  
報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする  
場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記で  
きないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所  
定の事項を届ければ足りることとなっております。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

最初に議案書5ページから8ページの資料になります、5ページ表1番は公簿地目  
が牧場になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、■■■■㎡で、  
■■■■■■■■■■所有地について、同氏の代理人で■■■■■■■■■■より現況証明願があり、7月2  
9日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状  
況は整地済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に議案書5ページの表の2番ですが、資料は議案書6、9、10ページで、公簿  
地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、■■■■㎡で、  
■■■■■■■■■■氏所有地について、■■■■■■■■■■より現況証明願があり、8  
月5日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、  
利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第11号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書11ページ目の報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を、農業委員会に届け出なければなりません。

今回、音別地区で1件の届出がありました。

議案書12ページ目の表の1番は、被相続人、                    が所有していた、                      
                    、他6筆、現況地目が採草放牧地及び畑である、合計                    m<sup>2</sup>の農用地を相続人、                    が、平成23年7月10日、相続により所有権を取得したことにより、平成27年8月6日に同人よりその旨、届出があり、同日受理書を発行致しました。

以上1件報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議を行います。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議しますので、事務局から提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは議案書13ページ目にございます、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、議案書の他に追加議案書にも案件がございますので、お手数ですが、議案書と追加議案書を合わせてご覧下さい。

今回、阿寒地区で1件、音別地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

まず始めに、議案書の14ページ表の1番ですが、資料が議案書の15ページから17ページ目にございます、[ ]が所有する、[ ]、他6筆、[ ]㎡の農地を、[ ]に、許可の日から5年間、賃貸借による利用権の設定を行うものでございます。

次に、追加議案書の2ページをご覧下さい。

表の2番は、資料が追加議案書の3ページから5ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他1筆、合計[ ]㎡の農用地について、[ ]に[ ]円で売買による所有権移転を行うものであります。

追加議案書2ページの表の3番は、資料が追加議案書の6ページから11ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他24筆、合計[ ]㎡の農地について、[ ]に、許可の日から1年間、賃貸借による利用権の設定を行うものであります。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたく、ご提案を致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の三木委員に報告を求めます。

委員  
三木委員

議案第25号の1番の農地法第3条の規定による許可申請について報告致します。

1番の申請の内容は、[ ]が所有者となっている農用地について、[ ]が経営規模拡大のため、同氏との間で賃貸借するものであります。

この件について、平成27年8月18日、阿寒地区農業委員7名及び事務局3名で現地確認を行いました。当該農地については、今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは、1番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に、2番と3番について、調査委員長の村上委員に報告を求めます。

委員  
村上委員

2番の、[ ]及び[ ]の売買に係る農地法第3条の規定による許可申請について報告致します。

平成27年8月18日、音別地区農業委員4名及び事務局2名により現地調査を行い協議いたしました。

申請の内容は、譲受人である[ ]の経営規模拡大に必要な土地であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、3番の、[ ]及び[ ]の賃貸借に係る農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

平成27年8月18日、音別地区農業委員4名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

借主の[ ]は農業生産法人ではありませんが、音別地区の公共牧場の管理運営、農作業受委託などを行っており、継続的かつ安定的に農業経営を行える状況であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
野村会長

それでは、2番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については原案のとおり決定いたします。

次に3番を審議しますが、[ ]の役員であります、[ ]と[ ]は、議事参与の制限がございますので退室して下さい。

([ ]、[ ]退室)

議長  
野村会長

それでは3番について、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
稲場委員

3番の農地法第3条の調査書の項目が、2番のものと違っているのはなぜか。

事務局  
秋元主査

3番の賃貸借は、解除条件付きの賃貸のため、項目が変更になっています。

議長  
野村会長

その他、質問、意見はありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■、■■■■■は入室して下さい。

(■■■■■、■■■■■入室)

議長  
野村会長

3番については、原案どおり決定致しました。

次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書の18ページ目にございます、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回は、議案書の他に追加議案書にも案件がございますので、お手数ですが議案書と追加議案書を合わせてご覧下さい。

今回、阿寒地区で7件、音別地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配布しております「農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書」も併せてご覧下さい。

まず始めに、議案書の19ページ表の1番ですが、資料が議案書の22ページ、23ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は10年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書19ページの表の2番目ですが、資料が議案書の24ページから27ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は10年で賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書19ページの表の3番目は、資料が議案書の24ページと、28ページから31ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他5筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書20ページの表の4番目は、資料が議案書の24ページと、32ページから34ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他4筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書20ページの表の5番目は、資料が議案書の35ページと、36ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は10年で賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書20ページの表の6番目は、資料が議案書の35ページと、37ページ、38ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は10年で賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書21ページの表の7番目は、資料が議案書の39ページ、40ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ]㎡の農用地について、同氏より売買のあっせん申し出があり、平成27年6月23日に阿寒地区であっせん委員会を開催し、募集した結果、[ ]円で [ ]にあっせん決定したものでございます。

次に、追加議案書13ページの表の8番ですが、資料が追加議案書14ページから16ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に、年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、追加議案書13ページの表の9番目は、資料が追加議案書14ページと17ページにございます、同じく [ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ]㎡の農地について、同じく [ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、追加議案書13ページの表の10番目は、資料が追加議案書14ページと18ページにございます、同じく [ ]が所有する、[ ]、他7筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

以上、10件の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計

画の決定」についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました「農用地の利用集積計画の決定」について、一括審議を致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から10番については原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局  
坂井事務局長

議案書の41ページになります、議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について説明致します。  
農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。  
また、農業委員会は、この報告を受け、当該農業生産法人が農業生産法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。  
今回4件の報告がありました。  
先ず1件目ですが、音別地区の合同会社フィードセンタービーナスで、平成27年7月の決算期終了後の報告であり、報告は期限内にあったものです。  
2件目は、足寄町にあります北十勝ファーム有限会社で、平成26年12月の決算期終了後の報告であります、これは要請により報告があったものです。  
3件目は、音別地区にある有限会社東農場で、平成27年5月の決算期終了後の報告であり、これは期限内に報告があったものです。  
4件目は同じく音別地区にある株式会社敬和ファームで、平成27年3月の決算期終了後の報告であります、これは要請により報告があったものです。  
農業生産法人の報告につきましては、42、43ページに、その内容を取りまとめてあります。



1番から4番、全てにつきまして農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

以上の4件の農業生産法人について、報告の提案をいたしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長  
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について審議いたしますが、1番に■■■■、■■■■、4番に■■■■が役員となっています法人ですので、議事参与の制限にあたり、先に2番、3番を審議し、そのあと1番、4番を審議します。

最初に2、3番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の2番と3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の2番と3番については原案のとおり決定いたします。

次に1番の審議をしますが、■■■■と■■■■は退室してください。

(■■■■、■■■■退室)

議長  
野村会長

それでは、1番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番については原案のとおり決定いたします。  
[ ]と[ ]は入室してください。

( [ ]、 [ ] 入室)

議長  
野村会長

それでは、次に4番の審議に入りますが、[ ]は退室してください。

( [ ] 退室)

議長  
野村会長

それでは、4番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第27号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の4番については原案のとおり決定いたします。  
[ ]は入室してください。

( [ ] 入室)

議長  
野村会長

次に、議案第28号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、追加議案書の19ページでございます、議案第28号「現況証明願」についてご提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回、阿寒地区から1件、音別地区から各4件、合計5件の現況証明願の申請があ

りましたので、ご提案致します。

初めに、追加議案書20ページにございます、阿寒地区の表1番ですが、資料は追加議案書の21ページと22ページにございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が原野である[ ]の1筆、[ ]㎡の土地で、所有者であります、[ ]氏から、現況証明願がありましたので、平成27年8月18日、阿寒地区の農業委員7名と事務局職員3名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。

現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました1番について、調査委員長の三木委員から報告をお願いします。

委員  
三木委員

申請のあった1番の土地は、[ ]、面積が[ ]㎡で、公簿地目は原野、農地台帳上の現況地目は採草放牧地、農振区域内白地となっております。

所有者であります、[ ]氏から、現況証明願の提出があり、平成27年8月18日、阿寒地区委員7名及び事務局職員3名で現地調査を実施しました。

調査の結果、当該土地については原野であり、利用状況は農地採草放牧地以外であることを確認致しました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

三木委員、ありがとうございました。

それでは、議案第28号「現況証明願」の1番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第28号「現況証明願」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第28号「現況証明願」の1番については原案のとおり決定いたします。

それでは、2番から5番について事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

追加議案書の20ページにございます音別地区の表2番ですが、資料は追加議案書の23ページ、24ページにございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が畑である[ ]の1筆、[ ]㎡の土地で、所有者である、[ ]の代理人であります、[ ]から、現況証明願がありましたので、平成27年8月18日、音別地区の農業委員4名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、追加議案書の20ページにございます音別地区の表3番ですが、資料は追加議案書の23ページ、25ページにございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が原野である[ ]、他1筆、合計[ ]㎡の土地で、所有者であります、[ ]から、現況証明願がありましたので、平成27年8月18日、音別地区の農業委員4名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、追加議案書の20ページにございます音別地区の表4番ですが、資料は追加議案書の23ページ、26ページにございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が畑である[ ]、他1筆、合計[ ]㎡の土地で、所有者であります、[ ]から現況証明願がありましたので、平成27年8月18日、音別地区の農業委員4名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、追加議案書の20ページにございます音別地区の表5番ですが、資料は追加議案書の23ページ、27ページにございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が原野である[ ]の1筆、[ ]㎡の土地で、所有者であります、[ ]から、現況証明願がありましたので、平成27年8月18日、音別地区の農業委員4名と事務局職員2名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

以上、4件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました2番から5番について、調査委員長の村上委員から報告をお願いします。

委員  
村上委員

2番の申請のあった土地は、[ ]、面積[ ]㎡の1筆で、公簿地目が畑となっており、土地の所有者は[ ]で、申請者の[ ]より現況証明願の提出がありました。

調査日は平成27年8月18日、音別地区委員4名及び事務局職員2名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

以上、現況証明願の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

次に3番の土地は、[ ]、面積 [ ]㎡と、[ ]、面積 [ ]㎡の2筆で、公簿地目は原野となっており、所有者、申請者の [ ]氏より、現況確認のため証明願いの提出がありました。

調査日と調査委員は先程と同じとなりますので省略します。

該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告しますので、ご審議のほどよろしく願います。

次に4番の土地は、[ ]、面積 [ ]㎡と [ ]、面積 [ ]㎡の2筆で、公簿地目が畑となっており、所有者、申請者の [ ]より、現況証明願いの提出がありました。

調査日と調査委員は省略します。

該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

最後に5番の土地は、[ ]、面積 [ ]㎡の1筆で、公簿地目は原野となっており、所有者、申請者の [ ]より、現況確認のため証明願いの提出がありました。

調査日と調査委員は省略します。

該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長  
野村会長

村上委員、ありがとうございました。

それでは、議案第28号「現況証明願」の2番から5番について一括審議します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第28号「現況証明願」の2番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第28号「現況証明願」の2番から5番については原案のとおり決定いたします

それでは次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について審議しますので、事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、追加議案書28ページにございます、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

追加議案書29ページ目の表の1番は、資料が追加議案書30ページから43ページにございますが、今回、阿寒地区において1件の許可申請の提出がありました。

■■■■■が所有する、■■■■■、他9筆、合計■■■■■㎡の農用地について、■■■■■が倉庫等を建築するために転用したい旨、連名で農地の転用許可申請が提出されたもので、平成27年8月18日、阿寒地区の農業委員7名と事務局職員3名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、農地法第5条の規定による許可申請について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありましたが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、調査委員長の三木委員より報告をお願いします。

委員  
三木委員

申請のあった1番の土地は、■■■■■が所有する、■■■■■、他9筆、合計■■■■■㎡の農用地で、公簿地目は原野及び畑、現況地目は採草放牧地及び畑、農振区域内白地となっております。

平成27年8月18日、阿寒地区委員7名及び事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しました。

申請のあった場所について、転用に係る農地区分を検討したところ、1種にも3種にも該当しない、その他の2種と判断致しました。

譲受人は、■■■■■の■■■■■で、現在、■■■■■にある、釧路配送センターと、■■■■■にある、釧路冷凍センターを統合して移転新築しようとするもので、農地以外の面積を含めると全体計画は4ha弱となっております。

配送エリアは釧路、根室、北網地域となっており、交通事情等を考慮すると釧路市近郊が適しており、その中でも、津波被害や津波時に孤立する恐れがなく、住宅密集地から距離があり、交通事情の良い所ということで、最終的に下舌辛地区が適当であるということになったそうです。

■■■■■はご存知のとおり、■■■■■を挟んで西側に山、東側に河川がある狭隘な地形で、農用地と河川敷地を除くと、4haものまとまった土地を確保することは困難で、所有者の了解の下、農用地の転用を申請するに至ったということでした。

■■■■■は官公庁と災害協定を結んでおり、また、日常における市民生活との関わりも深く、現在の立地場所は海拔が低く防災上問題があることから、当該農地の転用はやむを得ないものであり、申請内容は妥当であると判断致しました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

三木委員、ありがとうございました。  
事務局より、さらに説明があればお願いします。

事務局  
阿部次長

本件に関しましては、今年の5月8日に初回の相談があり、農業関連以外への転用であること、また、転用規模が大きいため、許可権者は北海道知事ですが農林水産大臣との協議を行わなければならない案件ということで、申請者や関係機関と協議を重ねて参りました。

農地法第5条の許可申請地は2ha少々でございますが、農地以外の部分を含めると総面積は4ha弱となります。

都市計画区域外ですが、1ha以上の開発には、都市計画法第29条第2項の規定により開発行為の許可申請も必要となっており、関係する他法令の許可が、開発行為許可の条件となっております。

また、ご審議頂きます農地法第5条の転用許可も、同様に、関係する他の法令の許可が許可条件となっていることから、この2つの許可申請については、同時進行という形を取ることに なりまして、開発行為の許可申請については、平成27年8月14日に釧路市長あてに申請が出されております。

今回、賛成の議決を頂いた場合は、釧路総合振興局を經由して9月19日開催予定の北海道農業会議の諮問に付されるのと平行して、大臣協議が行われる見込みとなっております。

そして最終的に、農地法第5条の規定による転用を許可するという決定がなされた場合には、それと同時に開発行為についても許可となる見込みであります。

議長  
野村会長

それでは、「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」については原案のとおり決定いたします。

以上で本日の議案は全て終了しました。

この後、事務局から連絡事項等があるそうですが、その他、何かありませんか。  
なければ、本日の総会を閉会致します。

ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年8月24日

議長 野村 照明

署名委員 松下 裕 幸

署名委員 紐川 龍